

防府市有害鳥獣捕獲に係る「わな」の取扱要領

平成12年10月1日制定

1 趣旨

この要領は、「わな」による有害鳥獣捕獲を適正に実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）、山口県有害鳥獣捕獲実施要領（昭和43年7月11日制定。以下「県捕獲要領」という。）及び防府市有害鳥獣捕獲実施要領（平成21年8月28日制定。以下「市捕獲要領」という。）に定めるもののほか、「わな」による有害鳥獣の捕獲について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において「わな」とは、規則第2条第3号で規定する猟具及びとらばさみをいう。

3 危険な「わな」の使用禁止

有害鳥獣捕獲においても、次に掲げる「わな」は使用してはならない。

- (1) イノシシの捕獲に使用する「くくりわな」で、「わな」にかかった獣体の全部又は一部が地上から離れる構造を持つもの
- (2) 人がかかった場合、日常生活に支障をきたす程度の傷害を与えるおそれのあるもの
- (3) 人がかかった場合、身体の全部又は一部を拘束し、通常の場合自力で脱却することが困難と認められるもの

4 「わな」の構造等

有害鳥獣捕獲に使用する「わな」は、鳥獣の錯誤捕獲をできるだけ防止し、錯誤捕獲があった場合は、その鳥獣の損傷を軽減し、解放を促す必要があることから、次の基準に適合したものを使用すること。

- (1) 「くくりわな」は、輪の直径が12センチメートル（イノシシ又はニホンジカの捕獲に使用するものにあっては15センチメートル）以内とし、内径が2.5センチメートル未満に閉じないように締付け防止金具を装着したものであること。

- (2) イノシシ又はニホンジカの捕獲に使用する「くくりわな」は、(1)に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、よりもどしを装着したものであること。
- (3) イノシシの捕獲に使用する「くくりわな」は、猟犬や他の小獣では作動しないように、一定の負荷（獣体で概ね30キログラム）を超えない限り作動しない構造とすること。
- (4) 「とらばさみ」は、鋸歯がなく、開いた状態で内径の最大長が12センチメートルを超えず、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- (5) ツキノワグマの捕獲に使用する「わな」は、ツキノワグマ用の「はこわな」に限るものであること。
- (6) ツキノワグマの出没が予想される地域では、ツキノワグマの錯誤捕獲を防止するため、次のことに努めること。
 - ア 「くくりわな」を仕掛けるために地面に掘る穴の径は、12センチメートル（イノシシ又はニホンジカの捕獲に使用するものにあつては15センチメートル）以内であること。
 - イ 「はこわな」は、その天井部に、ツキノワグマが脱出できる大きさの穴を開けたものを使用すること
 - ウ クマ出没警報システム実施要綱における警報発令地区において、10日間に3日以上ツキノワグマの出没情報があつた場合は、その日から2週間（その期間中に再度出没情報があつた場合は、最後に出没情報があつた日の2週間後まで）「くくりわな」を撤去するか、輪の直径を12センチメートル以下とすること。

5 「わな」の架設数及び架設範囲

(1) 「わな」の架設数

「わな」の架設数は、県捕獲要領または市捕獲要領に定めるもののほか、「わな」による有害鳥獣の捕獲を行う者（以下「捕獲従事者」という。）が適切に見回り及び管理をすることのできる数の範囲内で有害鳥獣捕獲の目的達成のために必要最小限の数とし、捕獲従事者1人につき10基（捕獲隊の隊員が捕獲隊による捕獲活動として「わな」を架設する場合にあつては、1人につき30基）を超えないこと。

(2) 「わな」の架設位置

「わな」の架設位置は、市捕獲要領第11条に定める場合を除き、公道、林道、田畑の境界線から概ね100メートル以内の区域とすること。

6 標識等の設置

(1) 「わな」の架設者は、法第9条12項及び規則第7条第17項の規定に従い、猟具ごとに必要事項を記入したプラスチック製又は金属製の標識(別記第1号様式)を付けること。

(2) 「わな」(小型の「はこわな」を除く。)の架設者は、「わな」の架設場所へ通じる道の入り口付近において、人の目の高さでよく見える場所に表示板(別記第2号様式)を設置するとともに、「はこわな」及び「囲いわな」については、注意喚起の看板等を設置し、事故防止に努めること。

7 「わな」の見回り・点検等

(1) 捕獲従事者は、架設したすべての「わな」を毎日1回以上見回り及び点検(「わな」の作動検知器又はモニターカメラ等による監視システムを備えている場合には、当該システムによるわなの作動状況等の確認を含む。以下同じ。)を行うこと。

(2) 「わな」の見回り及び点検は、捕獲従事者自身が行うことを基本とするが、困難な場合には、わな猟免許所持者に代行を依頼することができるものとする。

(3) 「わな」に監視システムを備えた場合は、3日に1回程度、当該監視システムが正常に作動するかどうか点検をするよう努めること。

(4) 「わな」の見回り及び点検ができないとき、又は鳥獣が「わな」にかかった後24時間以内に捕獲個体の措置ができないときは、その期間中に鳥獣が捕獲されないよう、あらかじめ必要な措置をしておくこと。

(5) 「わな」の見回り及び点検のため他人の土地に立ち入るときは、有害鳥獣の捕獲に従事であること又は「わな」の見回り・点検中であることを示すベスト、帽子又は腕章を着用すること。

(6) 餌付けを行う場合は、当該行為が新たな被害等の発生の誘因とならないよう十分注意するとともに、捕獲許可期間前の餌付けは行わないこと。

8 「わな」の撤収

- (1) 有害鳥獣捕獲に係る「わな」は、捕獲許可期間の末日までに撤収すること。ただし、その翌日から狩猟による鳥獣の捕獲を行い、又は引き続き法第9条第1項の許可を受けて有害鳥獣の捕獲を行う場合はこの限りではない。
- (2) 有害鳥獣の捕獲許可期間内であっても、捕獲許可に係る頭数分の鳥獣を捕獲したときは、すべての「わな」を速やかに撤収すること。
- (3) 捕獲許可期間の終了後、土地所有者の許可を得て「囲いわな」又は撤収することが困難な大型の「はこわな」をその場に存置する場合は、鳥獣がかからないよう「わな」を閉鎖（「囲いわな」にあつては閉鎖または解放）した状態で施錠するとともに、当該「はこわな」又は「囲いわな」が閉鎖中又は開放中である旨の看板等を掲示すること。「はこわな」を屋外に保管する場合も同様とする。

9 講習会の受講

「わな」を使用する捕獲従事者は、市町、県又は猟友会が主催する「わな」に関する講習会を受講するよう努めること。

10 「わな」の架設位置の把握等

- (1) 市長及び農林水産事務所長（以下「市長等」という。）は、捕獲許可申請の際に申請者から提出された「わな」の架設位置図又は架設区域図をもとに、管内における「わな」の架設状況を常時把握するよう努めること。
- (2) 捕獲従事者は、捕獲許可申請の際に提出した「わな」の架設位置図又は架設区域図に変更が生じたときは、変更後の架設位置図又は架設区域図を速やかに市長等に提出すること。
- (3) 市長等は、市捕獲要領又は県捕獲要領の規定により捕獲許可を関係機関に通知するときは、「わな」の架設位置図又は架設区域図も併せて添付すること。「わな」の架設位置図等に変更があった場合は、速やかに変更後の「わな」の架設位置図又は架設区域図を添付の上、その旨を通知すること。
- (4) 市長等は、有害鳥獣捕獲に係る捕獲区域又は「わな」の架設位置について山林所有者その他の関係者から照会があった場合は、当該捕獲許可に係る捕獲区域図、「わな」の架設位置図等閲覧させることができるよう、

関係図書を整理しておかなければならない。

11 指導・取締り

- (1) 市長は、「わな」による捕獲の適正な実施を図るため、必要に応じて巡回及び指導を行うものとする。
- (2) 農林水産事務所長は、「わな」による捕獲の適正な実施を図るため、必要に応じて指導及び取締りを行うものとする。
- (3) 市長等は、巡回又は取締りの実施中、関係法令又は捕獲許可の許可条件に反する「わな」を発見したときは、捕獲従事者に対し当該「わな」の速やかな撤去を指示し、当該捕獲許可を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。